

# 揚貨設備規則の総合的見直しに関する事項

## 改正規則等

揚貨設備規則

揚貨設備規則検査要領

## 改正理由

揚貨設備規則では、デリック装置、クレーン装置、荷役金物、揚貨装具、揚貨装置駆動システム、荷役用リフト及び荷役用ランプウェイ装置の設計、試験及び検査並びに制限荷重等の指定及び標示等に関する要件を規定している。

このうち、デリック装置及びクレーン装置の設計荷重及び強度に関する要件は、「デリック構造規格」、「クレーン構造規格」、JIS B 8821、JIS B 8831等の国内規格を参考に規定しており、これらの規格には一部改正が加えられている。

このため、鋼船規則等の総合的見直しの一環として、最新の「デリック構造規格」、「クレーン構造規格」、JIS B 8821、JIS B 8831等との整合並びに必要と思われる規定の追加及び明確化を図るべく、関連規定を改めた。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) デリック装置の設計において考慮すべき荷重に風荷重を追加した。
- (2) 座屈強度及び組合せ圧縮応力の規定を、圧縮荷重を受けるデリックポスト及びステーに対しても適用するよう改めた。
- (3) クレーン装置の衝撃付加係数を衝撃係数に改め、また、ウインチの巻上げ速度から算定される衝撃係数が適用できるよう改めた。
- (4) クレーン装置の使用頻度から算定される作業係数が適用できるよう改めた。
- (5) クレーン装置の許容応力について、降伏点又は耐力に加えて引張強さからも算定できるよう改めた。
- (6) ワイヤロープのウインチドラムへの巻き込みについて、フリートアングルに関する規定を追加した。

## 改正条項

揚貨設備規則 1.1.1, 2.2.1, 2.2.2, 2.4.5, 2.5.1, 3.2.1, 3.2.4, 3.2.5, 3.3 の表題, 3.3.1, 3.3.2, 3.3.10, 3.3.11, 表 3.1, 表 3.2, 3.4 の表題, 3.4.1, 3.4.2, 3.4.3, 3.4.4, 3.4.5, 3.4.6, 3.4.7, 3.5, 3.6, 4.2.1, 4.2.2, 表 4.1, 4.2.4, 4.2.5, 表 4.3, 4.2.9, 4.3, 表 4.5, 4.4.2, 5.2.2, 表 5.3, 7.2.2, 7.4.2, 7.4.3, 8.3.2, 表 8.2

揚貨設備規則検査要領 1.1.2, 1.3.2, 1.3.4, 1.3.5, 2.4.1 の表題, 2.5.1, 4.2.2, 4.2.9, 表 4.2.9-1., 7.1.1, 7.2.2, 図 7.2.2-1., 図 7.2.2-2., 7.3.1, 7.4.3